**呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務仕様書**

**１　業務名**

　　呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務（以下「本業務」という。）

**２　目的**

　　呉市では，市内に活動拠点を持つ法人等の事業者に対して，呉市観光誘客イベント支援事業補助金として交付することにより，呉市の特色を生かした魅力あるイベントの実施による市内への誘客促進及び地域活性化を図ることを目的とする。

　　同事業は，市内でイベントを実施しようとする事業者等を対象に，プレゼンテーションによる審査会を行い，採択された事業について，事業実施に必要な資金を支援する。

　　支援に当たっては，呉市がクラウドファンディング型ふるさと納税により募集し，集まった金額を補助金として交付する。

**３　契約期間**

　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

**４　内容**

　(1) 呉市観光誘客イベント支援事業補助金審査会（６月６日実施予定）で採択された事業に係るふるさと納税寄附金を募集するクラウドファンディングページの構築作成事例等を提案書に盛り込むこと。

　(2) クラウドファンディングにおける寄附金の受付，収納代行及び呉市への引き渡し寄附金受付の決済方法等を提案書に盛り込むこと。

　(3) 寄附者情報の提供方法を提案書に盛り込むこと。

　(4) その他，業務の履行に必要と認められること。

　　　クラウドファンディングの目標金額達成に向けた取組等を提案書に盛り込むこと。

**５　委託料**

　　同条件での提案内容を比較するため，次の条件で委託料を積算すること。

　(1) 採択事業件数　３件

　(2) １件当たりの目標金額　１５０万円

　(3) 令和７年７月上旬から９月３０日まで寄附金を募集し，同年９月３０日までに集まった金額を呉市に入金する。

　　　※事務経費や入金に係る早期オプション等がある場合は，積算に含めること。

　　　※実際に選定される事業者件数及び設定する目標金額の合計に応じて委託料は変動するので，提案限度額を超える場合は呉市で予算措置を講ずる。

**６　成果品**

　　「４　内容」に記した内容をまとめ，「呉市ガバメントクラウドファンディングに関する業務報告書」として提出すること。

**７　業務履行に当たっての留意事項**

　(1) 受託者は，本業務の全部を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。また，本業務の一部を第三者に委託し，又は請け負わせようとするときは，あらかじめ本市の承認を受けること。

　(2) 受託者は，本業務を履行する上で，個人情報を取り扱う場合は，呉市個人情報保護条例（平成１９年呉市条例第２号）その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき，その取扱いに十分留意するとともに，漏えい，滅失，毀損，紛失，改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

　(3) 受託者は，本業務の履行に際して知りえた情報については守秘義務を負うものとし，本業務終了後においても同様とする。

　(4) 受託者は，労働関係諸法令その他の関係法令を遵守するとともに，法令上ですべての責任を負うこと。

　(5) 本業務により作成した報告書等の著作権及び版権は，呉市に帰属するものとし，呉市の承諾なく，他人に公表，貸与又は使用してはならない。また，報告書の作成に当たって他の個人・団体等の資料を引用する場合は，当該著作権者の了解を得ること。

　(6) 呉市が提供する情報・資料等について，呉市の許可なく第三者に提供してはならない。

　(7) 本業務の実施に当たり，呉市が受託者に貸与した資料に損傷を与えた場合は，受託者の責任により修復すること。また，呉市貸与した資料は，本業務が終了したときは，速やかに呉市に返却すること。

　(8) 本仕様書に明示していない事項又は業務履行中に疑義が生じた場合，その都度，呉市担当職員と協議し，その指示に従うこと。

　(9) 本業務の完了後であっても，成果品に誤り，不良箇所等があった場合は，速やかに受託者の責任において修理するものとし，これに必要な経費は受託者の負担とする。